

平成 28 年度 第 1 回 総務委員会議事録

1. 招集年月日 平成 28 年 08 月 01 日 (月)
2. 開催日時 平成 28 年 08 月 09 日 (火) 午後 2 時 00 分
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合会議室
4. 委員数 8 名
5. 出席委員氏名 高橋一則、林 義信、永山恵治、佐藤秀功、山内清司、
篠原 剛、伊藤樹里、堀内幸男
6. 議長の氏名
理事長 高橋一則 (委員会規則第 5 条第 4 項)
7. 委員会の成立
全員 (過半数以上) 出席により成立 (委員会規則第 9 条)
8. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第 1 号議案 内部規定等の検討に関する件

(1) 役員選挙関係について

本年度の通常総会で要望があった、「役員選挙において、少数部会や新台部会等に事前に枠を設定する方法が良いのではないか」等について検討した結果、無投票当選制度が理想とされたが、法的に規約、規程に盛り込めないことから、理事会の決議事項として、①員外理事の立候補者は「理事会から推薦を受けた者」に限ることとする。②部会推薦立候補者の人数制限をする。(新台部会 1 名、商社部会 1 名、機械部会 9 名、員外理事 1 名) ③部会推薦立候補者は、部会の合意に基づく選挙等により公平に選出する。④理事会推薦立候補者、部会推薦立候補者以外に立候補者があり、選挙を実施する場合の投票用紙は、ブロック別投票人数制を採用する等の内容の、別添「役員選挙関係取決め事項 (案)」に出席委員全員が賛同し、次回理事会に上程するものとした。※別添「役員選挙関係取決め事項 (案)」省略

(2) 経費滞納組合員に対する措置について

組合員に経費の滞納が認められた場合、事務局がたんたんとして事務処理をし、滞納を早期解消するため、①15 日以上滞納した場合、理事長からの「督促状」を発出する。②1 か月滞納した場合は、再度「督促状」を発出するとともに、定款第 23 条に基づき、「延滞金」を徴収する。また、今後の経費支払いを確約する「誓約書」を提出させる。③2 か月滞納した場合は、定款第 13 条 (権利の停止) に基づき、総務委員会での弁明の手続き後、「確認証紙」の交付及び「打刻書類」の発給を受ける権利を停止する。④3 か月以上滞納した場合は、定款第 13 条 (除名) に基づき、理事会において「除名

処分」の手續きに入ることを決定する等の内容の、別添「経費滞納関係取
決め事項（案）」に出席委員全員が賛同し、次回理事会に上程するものとし
た。※別添「経費滞納関係取決め事項（案）」省略

第2号議案 役員選挙規約の一部改正に関する件

役員選挙制度については、「役員選挙規約」並びに「役員選挙規程」を規定
しているが、同規約・規定には同一項目がだぶって規定されている部分が多々
あるため、別添「役員選挙規約の一部改正について（案）」のとおり、「役員
選挙規約」1本に集約するとともに、不足項目等を追加・改正するものであるが、
内容については、出席委員全員が了承したが、規約の改正は総会の議決を必要
とすることから、総会開催のタイミングを見て理事会に上程するものとした。
※別添「役員選挙規約の一部改正について（案）」省略

第3号議案 組合慰安旅行に関する件

7月29日開催第5回臨時理事会において、10月8日から10日までの2泊3
日の北海道函館方面への組合慰安旅行が提案され、総務委員会において検討す
るものとされたものであるが、事務局より旅行会社に問い合わせた結果、当該
日程期間は北海道方面旅行の最大ピーク時に当るため、実施は困難である旨の
報告を受けて、10月14日から16日の間、若しくは10月21日から23日間の旅
行が出来ないかについて、林副理事長を班長として全権委任し、組合慰安旅行
の実施に向けて調整を行うものとした。

以上